

# 諸外国における付加価値税の概要

(2025年1月現在)

	日本	EC指令	フランス	ドイツ	スウェーデン	英国
施行	1989年	1977年	1968年	1968年	1969年	1973年
納税義務者	資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動を独立して行う者及び輸入者	経済活動を独立して行う者及び輸入者	経済活動を独立して行う者及び輸入者	経済活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者
非課税対象	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸・金融・保険、医療、教育、福祉等	以下の品目を非課税とすることが義務付けられる。 土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸・金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸・金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸・金融・保険、医療、教育（私立学校を除く）、郵便、福祉等
標準税率	10% (注2)	15%以上	20%	19%	25%	20%
ゼロ税率	なし	以下の品目にゼロ税率を適用することが認められる。 食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、医療機器、旅客輸送、太陽光パネル等 (注3)	なし	太陽光パネル等	なし	食料品、水道水（家庭用）、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、新築居住用建物の譲渡（土地を含む）、障害者用機器等
輸出免税	輸出及び輸出現類似取引	輸出及び輸出現類似取引	輸出及び輸出現類似取引	輸出及び輸出現類似取引	輸出及び輸出現類似取引	輸出及び輸出現類似取引
軽減税率	酒類・外食を除く飲食料品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞 8% (注2)	以下の品目に軽減税率を適用することが認められる。 食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、医療機器、旅客輸送、太陽光パネル等 5%未満 (注3) 上記に加えて宿泊施設の利用、外食サービス、スポーツ観戦、映画等 5%以上 (注3) (2段階まで設定可能)	旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 10% 食料品、水道水、書籍、スポーツ観戦、映画等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	輸出現類似取引 食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用、スポーツ観戦、映画等 7%	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 12% 新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、スポーツ観戦等 6%	家庭用燃料及び電力等 5%
割増税率	なし	割増税率は否定的な考え方を採っている。	なし	なし	なし	なし
課税期間	1年（個人事業者：暦年 法人：事業年度） ただし、選択により3か月または1か月とすることができる。	1か月、2か月、3か月または加盟国の任意により定める1年内の期間	1か月 (注4)	1年	1か月 (注5)	3か月 (注6)

(注1) 上記は、各国における原則的な取扱いを記載。

(注2) 日本については、10%（標準税率）のうち2.2%、8%（軽減税率）のうち1.76%は地方消費税（地方税）である。

(注3) EC指令においては、従来、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率を否定する考え方を採っていたが、令和4年4月の改正により、加盟国間の平等な取扱いを確保すべく、特定の品目についてゼロ税率及び5%未満の軽減税率が認められた。

(注4) 課税売上高及び付加価値税額が一定額以下の場合には、1年の課税期間を選択することができる。また、付加価値税額が一定額以下の場合には、3か月の課税期間を選択することができる。

(注5) 課税売上高見込額が一定額以下の場合には、3か月または1年の課税期間となる。

(注6) 課税売上高見込額が一定額以下の場合には、1年の課税期間を選択することができる。また、申請等によって1か月の課税期間を選択することができる。

## 物品税の税率構造等

区分	小売課税物品		製造課税物品					自動車関係	税率
	15%	10%	30%	20%	15%	10%	5%		
課税物品例	貴金属製品 石製品 真珠製品 人造真珠製品 べっこう・さんご 製品 毛皮製品	石けん 洗うん 化粧品	大型モーターボート ジェット用具 レジャー用具 猟銃 空気銃 貴金属時計	ばちんこ器 ばーりんぐ用具 ボーリング用具 人造真珠 照明器具 大型テレビジョン受信機 大型テレビジョン 受信機用附属装置 雪そり 寝台 机 いす ライン用具 ベッド ハンドバッグ	中型モーターボート スキー板 茶わん・そばちょこ・ どんぶり 電気調理器 電気冷蔵庫 金自動販売洗濯機 糸織機 小型冷蔵庫 扇風機 温水器 流水式湯沸器 ボイラー並びに小型 テレビジョン受信機 電気炊飯器・トースタ ター・ジュサー テレビジョン受信機用 ステレオ附属装置 ラジオ及びその附属品 再生録音レコード プレーヤー レコーダー 楽器 筆 フィルム	小型モーターボート 水上遊覧車 ボーリングボール バンクブラインド テニス・バドミントン ラケット 電気釜 ミシン エバポータ式電気冷蔵庫 電気掃除機 電球及び白熱電球 冷蔵ストッカー用 クーラー 自動車用又は自動車 用空気冷凍ブレーキ テレビジョン受信機 せん光電球 電子計算機 時計水飲器	マイクロホン 理髪用具 管楽器 オルガン 文化人形 楽器 集じん機 家具 コーヒー・紅茶	普通乗用自動車 小型乗用自動車 軽四輪乗用自動車 軽三輪乗用自動車 乗用類似自動車 大型二輪自動車 軽四輪貨用自動車 小型二輪自動車	% 23 (本則30) 18.5 18.5 15.5 10.5 10 5.5 5
63年度課税額	億円 1,746	億円 55	億円 479	億円 2,290	億円 4,540	億円 686	億円 904	億円 10,638	合計 21,338
構成比	8.2%	0.3%	2.2%	10.7%	21.3%	3.2%	4.2%	49.9%	100.0